

第 27 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 4 年 8 月 25 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 305 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉議時刻	9 時 35 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠席		9	町 田 実	出○席 欠席	
	2	島 田 勇	出○席 欠席		10	藤 間 光 治	出○席 欠席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席		11	中 村 賢 一	出○席 欠席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席		12	新 井 健 一	出○席 欠席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席		13	太 田 浩	出○席 欠席	
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席					
8	宮 崎 薫	出○席 欠席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪	福田 栄	出○席 欠席
	②			⑫	門倉 浩一	出○席 欠席
	③			⑬		
	④	浜山 陽子	出○席 欠席	⑭		
	⑤			⑮		
	⑥			⑯	茂木 忠	出席 欠○席
	⑦			⑰	小河原 達矢	出○席 欠席
	⑧			⑱		
	⑨			⑲		
	⑩			⑳	松崎 誠	出○席 欠席
関係者				書記	局長	前島 伸行
					次長	広田 敦史
					主任	赤城 太郎

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00） あいさつ 農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行） 議事録署名人の選出についてですが、長谷部委員、石井委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。 はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、1件となっております。</p>
<p>『議案第2号』</p>	<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>進行番号1でございますが、北本市宮内〇丁目〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さんが、小見〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん外1名がそれぞれ所有する小見字屋敷通〇〇〇番〇、地目：畑、292㎡ 外4筆、計672㎡ について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。なお、譲受人の住所は北本市内となっておりますが、農業に関しましては埼玉地内に拠点を設けて営農しておりますことから距離的な問題はないと思慮されます。 場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。ページ上から2つ目の斜線部分で、星川の南に位置する小見地内のご覧の農地でございます。 以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。 以上、説明とさせていただきます。 事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 （なし） ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 （全員挙手） 挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。 次に、『議案第2号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたし</p>

<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局次長</p>	<p>ます。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の1ページをお願いいたします。議案第2号は、10件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、樋上〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、同居の義理の祖母である〇〇 〇〇さんが所有する樋上字武良内〇〇番〇、地目：畑、494㎡について、使用貸借により住宅1棟、105.17㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、市内の妻の実家で家族と共に生活しておりますが、子供の学校や将来のこと考えて近隣で住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。忍川の東に位置する堤根地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、鴻巣市箕田〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さん外1名が、妻方の父である野〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する野字谷端〇〇〇〇番〇、地目：畑、484㎡について、使用貸借により住宅1棟、114.38㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、将来のことを考えて妻の実家の近くで住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。国道17号バイパスの東に位置する野地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、矢場〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇さんが、斎条〇〇〇番地 〇〇 〇さんが所有する斎条字両半〇〇〇番〇、地目：畑、538㎡ 外1筆、計545.98㎡について、売買により住宅1棟、101.02㎡を建築するための敷地と道路後退用地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、市内の実家で家族と共に生活しておりますが、何かと手狭であることから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。星川の東に位置する斎条地内の集落に接する農</p>
---------------------------------------	--------------	--

地でございます。

次に進行番号4でございますが、長野〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、長野〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する長野字天神〇〇〇〇番〇、地目：畑、242㎡について、売買により資材置場にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、申請地の隣接地で生活し、令和2年から独立してリフォーム業を営んでおりますが、市道の拡幅の際の調査により申請地が農地であることが判明いたしました。今回、この状態を是正するため、申請がなされたものでございますが、申請人は始末書を提出し、深く反省しております。申請地がないと今後の事業継続が困難になってしまうとともに住宅からの出入口としても利用しており、また、転用することによる周囲への影響もないことから、転用はやむを得ないものと思慮されます。

場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。さきたま古墳公園の北に位置する長野地内の集落内農地でございます。

次の進行番号5と次ページの進行番号6と7は、大阪府中央区道修町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、小見〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん及び〇〇 〇〇さんがそれぞれ所有する土地を売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。

場所につきましては位置図の1ページをご覧ください。3件とも星川の南に位置する小見地内の集落内に介在する農地になりますが、進行番号5が、ページ一番上の斜線箇所以小見字屋敷通〇〇〇番〇、地目：田、1,257㎡でございます。事業計画は、太陽光パネルを計168枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が10万3,533kwhでございます。

進行番号6が、下の方の四角い斜線部分で、小見字屋敷通〇〇〇番〇、地目：畑、909㎡ 外5筆、計1,932㎡でございます。事業計画は、太陽光パネルを計336枚設置し、発電容量は低圧の49.5kwを2箇所接続、年間発電量が19万9,653kwhでございます。

進行番号7が、その下の横に長い斜線部分で、小見字屋敷通〇〇〇番、地目：畑、565㎡ 外1筆、計1,229㎡でございます。事業計画は、太陽光パネルを計168枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が10万5,674kwhでございます。

また、3ヶ所とも設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。それぞれ事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

	藤間委員	<p>次の進行番号8から10は、東京都千代田区内幸町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役 〇〇 〇〇さんが、賃貸借により送電線路建替工事用地にしたいとして一時転用の申請があったものでございます。なお、3件とも同一案件であり、分かれているのは転用期間が違うことによるものでございます。</p> <p>申請人は電気事業を営んでおりますが、持田地内から下忍地内を通っている特別高圧架空送電線路「行田線」が建設されてから50年以上が経過し、設備の老朽化が目立つことから、鉄塔の建替工事を計画したところ、作業スペースや大型車両の進入路などが必要となることから、申請地を一時借り受けて利用しようとするものでございます。この工事は前期・後期の2回に分けて計画されておりますが、既に前期工事は終了しており、今回は後期工事を行うものでございます。</p> <p>場所につきましては位置図の6ページをご覧ください。水道庁舎の東側を通る送電線路で、大部分が農振農用地になります。</p> <p>進行番号8は、ページ一番上のピンク色に塗られた箇所、東京都江東区豊洲〇丁目〇番〇〇-〇〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが所有する前谷字蓮原〇〇番〇、地目：田、421㎡ 外2筆、計1,970㎡でございます。こちらは既設の鉄塔No.57の撤去工事ということで、転用期間が8ヶ月となっております。</p> <p>進行番号9は、ページ中程の青色に塗られた箇所、下忍〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する下忍字京田〇〇〇番〇、地目：田、942㎡ 外2筆、計2,928㎡でございます。こちらは既設の鉄塔No.58の撤去工事ということで、転用期間が9ヶ月となっております。</p> <p>進行番号10は、色の塗られていない斜線部分になりますが、佐間〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇 〇さん外18名がそれぞれ所有する下忍字京田〇〇〇番、地目：田、998㎡のうち356㎡ 外30筆、計1万2,315㎡でございます。こちらは鉄塔No.57の新設工事、鉄塔No.59の撤去及び新設工事、また、鉄塔No.57から59につきましては大型車両等の出入りができないことから進入路を設けます。最後、一番下の鉄塔No.60の箇所は、電線を送るドラム場等ということで、こちらの転用期間は1年間となっております。</p> <p>3件とも転用期間は、一時転用期間の上限である3年以内であり、工事期間中の一時的な使用であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る8月19日、現地調査をしていただいておりますので、藤間委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る7月20日、私と中村委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお</p>
--	------	---

<p>『議案第3号』 農用地利用集積計画 について</p>	<p>議長</p>	<p>願いいたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明及び藤間委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら願いいたします。</p>
	<p>宮崎委員</p>	<p>進行番号5, 6, 7の太陽光発電に関連してですが、太陽光発電の件数が多いと感じています。申請が出され問題がなければ許可せざるを得ないというのはわかりますが、例えば、県内で多いところ、少ないところ、また、最近増えているところなどの話は聞いていますか。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>県内で具体的に何市が多いとかは把握しておりません。ただ、常設審議委員会に意見照会する3,000㎡以上の施設は、出席したときに聞いている限り県北の方が多いのかなと思います。</p>
	<p>宮崎委員</p>	<p>鳩山とかの方に行くとか谷合いに大きい太陽光があります。徐々に増えているのを感じますが、申請も毎月のように出てくるし、どこまで行くのか、大丈夫なのかと思います。電力が足りないということで国の施策として増やしていく部分はあるのですが、正直、行き当たりばったりのようで大丈夫なのか疑問に思います。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>最近企業が国際的イニシアティブRE100の加盟など、自然エネルギー100パーセントに転換する計画を進めていますので、そういう企業が増えるとこれからも太陽光発電の申請は出てくるのかなと思います。</p>
	<p>宮崎委員</p>	<p>農家としては耕作できないという事情があるとは思いますが、この間の研修にあったように集積していくのは難しいと感じます。理想と現実のギャップはあるのかなと思います。</p>
	<p>議長</p>	<p>他にございますか。</p> <p>(なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>他にご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	<p>議長</p>	<p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第3号』農用地利用集積計画について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>議案第3号「農用地利用集積計画について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の3ページをお願いいたします。</p> <p>本計画は、農業経営基盤強化促進法により、市が農業委員会の決定を経て、定めなければならないとされており、市農政課より、当委員会の意見を求められているものでございます。</p>

『議案第4号』	議長 議長 議長	<p>今回の利用権設定は農地中間管理事業に基づくものであり、11月15日を開始日とするものでございます。</p> <p>件数が多いため、個々の案件については、後で御確認いただき、お手元に配布してあります別紙 議案第3号「農用地利用集積計画について」によりご説明させていただきます。</p> <p>(1) 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係についてですが、最後のページ、9ページの「農用地利用集積計画集計表」によりご説明いたします。お手数ですが9ページをご覧ください。</p> <p>まず、申し出のあった総件数は、9ページの一番右下、61件で面積の合計は、25万1,925㎡となっております。</p> <p>次に、設定期間ごとにご説明いたします。</p> <p>1番上の表の期間設定が1年から4年の短期設定は0件でございます。</p> <p>2番目の表の5年から8年までの中期設定につきましては、賃貸借権の新規設定のみで、1件、3,086㎡でございます。</p> <p>3番目の表の9年以上の長期設定につきましては、賃貸借権が、新規57件、23万3,058㎡、再設定0件、計57件、23万3,058㎡でございます。</p> <p>使用貸借権が、新規3件、1万5,781㎡、再設定0件、計3件、1万5,781㎡でございます。</p> <p>4番目の表の合計として、新規61件、25万1,925㎡、再設定は0件でございます。</p> <p>以上で、議案第3号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第3号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第4号』農用地利用配分計画（案）について、を議題といたします。</p> <p>なお、この案件は、農業委員自らが関係する案件でございます。「農業委員会等に関する法律」第31条の</p>
---------	--	--

<p>農用地利用配分計画 (案) について</p>	<p>議長 事務局次長</p>	<p>規定により議事参与の制限が適用されますので、伊東委員、新井委員には一時退席をお願いいたします。</p> <p>(伊東委員、新井委員一時退席)</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第4号「農用地利用配分計画(案)について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号でご審議いただきました農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構が借り受けた農地につきまして、今度は、農地中間管理機構から借り受け希望者へ貸し付けるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市農政課より農用地利用配分計画案の意見照会があり、当委員会の意見を求められているものでございます。</p> <p>件数が多いため、個々の案件については、後で御確認いただき、お手元に配布してあります別紙、議案第4号「農用地利用配分計画(案)について」によりご説明させていただきます。</p> <p>14ページからの「農用地利用配分計画(案)集計表」をご覧ください。</p> <p>表の番号1～2、行田市関根〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 外10名及び8法人より、農地中間管理機構から農地を借り受けたいとして申し出があったものでございます。</p> <p>続きまして、16ページをご覧ください。借り受け希望者へ貸付を行う総筆数は、16ページの表の一番右下、235筆、面積の合計は、</p> <p>45万501㎡となっております。内訳としましては、賃貸借226筆、面積44万5,273㎡、使用貸借9筆、面積5,228㎡でございます。設定期間は、新規設定につきましては、すべて10年であり、転貸につきましては、残存期間となっております。</p> <p>以上で、議案第4号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第4号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第4号は原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第4号は承認することといたします。</p> <p>退席した委員の入室を求めます。</p>
	<p>議長</p>	
	<p>議長</p>	
	<p>議長</p>	

報告事項	議長	<p>(伊東委員、新井委員入室)</p> <p>伊東委員、新井委員に申し上げます。議案第4号は原案のとおり承認されました。次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>(1)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手續きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、6件の届出があり、転用目的は、住宅敷地、分譲住宅、駐車場敷地などがございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。続いて、議案書5ページをご覧ください。</p> <p>(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、2件の届出があり、利用権等により農地の貸し借りを解約した場合に農業委員会に対し、通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しく願いいたします。以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
6 その他	議長	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地パトロールの日程調整について <p>以上をもちまして、第27回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p>
7 閉会	事務局長 主任 事務局長	<p>(9:35)</p>

と
認
め
た
事
項
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....